三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字大明神一八四の一、二〇四、二〇七、文字深渡戸一二五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

文字大明神一八四の一・文字深渡戸一二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字鷹ノ巣二九の八、花山字本沢佐中三の九、三の一二、三の一四から三の一七まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

文字鷹ノ巣二九の八・字本沢佐中三の九・三の一四から三の一七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県石巻市渡波字クルミ浜八の三、九の三、一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市上宇野令字古城浴五一八の一、五一八の四、字古城五一九、五二〇、字風呂ケ谷五二一から五二三まで、五二四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町榎市字妻ノ谷一〇の一、字才ノ谷一四の一、一四の二、一五、字人形田二五の一、東伯郡三朝町大字東小鹿字上小鹿田五七四、五七七、字供養ノ後五七八、字小鹿田平一四三七の一、一四三七の二、一四三八の一、一四三八の四、字井手ノ原平一四九八から一五〇〇まで、一五一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字妻ノ谷一〇の一、字才ノ谷一四の一、一四の二、一五、字人形田二五の一（次の図に示す部分に限る。）、字上小鹿田五七四、五七七、字供養ノ後五七八、字小鹿田平一四三七の一、一四三七の二、一四三八の一、一四三八の四、字井手ノ原平一四九八から一五〇〇まで、一五一〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町白地井ノ久保一七二一の二八の一、一七二一の二五の五、一七二一の二八の二一、一七二一の二八の二三、井川町丸山四一九〇、四一九三、井川町傍寿喜四一八〇、四一八二、三野町清水字塩塚一二九三（次の図に示す部分に限る。）、東祖谷元井五六の一、五七、三四六の二、西祖谷山村冥地一三二（次の図に示す部分に限る。）、三好郡東みよし町東山字小見二六一の五一、足代字山分四五八九の六一の一、字東谷三一一五の二、那賀郡那賀町坂州字池之久保一、二、二の二、三の三、五の一から五の三まで、六、七、一六、一七の四、木頭西字字下モ屋地六九の一、七一、七七の一、美馬市穴吹町古宮字田野内四七二、四七五、木屋平字竹尾二、四、美馬郡つるぎ町一字字久藪六四八の一、六五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

井ノ久保一七二一の二八の一、一七二一の二八の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七二一の二八の二三、井川町丸山四一九〇・四一九三・井川町傍寿喜四一八〇・四一八二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字塩塚一二九三、東祖谷元井五六の一・五七・三四六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村冥地一三二、字小見二六一の五一、字山分四五八九の六一の一・字東谷三一一五